

## 地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、人口減少の進行により顕在化する各種課題を克服して行政サービスを維持・確保し、地域活性化等の地域創生に向けた取組を実現していくため、市町村が相互補完と役割分担によって広域的な連携を行い、自主性や独自性を保ちながら持続可能な地域づくりに資することを目的に、予算の範囲内で、地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）（以下「交付金」という。）の交付に関し、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 交付対象者

- 1 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、広域連携加速化事業推進要綱（以下「推進要綱」という。）に基づき地域連携協定を締結し地域連携ビジョンを策定した、又は、交付金を申請する年度末までに地域連携協定の締結及び地域連携ビジョンの策定を行う見込みである市町村（以下「地域」という。）及び全ての連携市町村で構成する協議会（以下「協議会」という。）とする。
- 2 前項において、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に基づく定住自立圏又は連携中枢都市圏推進要綱（平成26年8月26日総行市200号）に基づく連携中枢都市圏による連携の取組を行っている市町村が2分の1を超える場合は交付対象としない。

### 第3 交付金の支援期間

支援期間は最大5ヵ年度までとする。

### 第4 交付対象事業

- 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、地域を代表する市町村が属する振興局管内の広域連携前進プラン（以下「前進プラン」という。）に掲載した、又は掲載予定の取組に係る事業であって、地域連携ビジョンに掲載した、又は掲載予定の事業であり、市町村が連携して取り組むソフト事業とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については交付対象事業としない。
  - (1) 国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用を受けるもの）又は道の他の補助金等の交付を受けた事業
  - (2) 国又は道の出資する団体からの助成金等の交付を受けた事業
  - (3) 交付対象者から補助を受けた団体等が他の団体等に補助する事業
  - (4) 営利を目的とする事業
  - (5) 損失補填的な事業
  - (6) その他知事が不相当と認める事業

### 第5 交付対象経費

交付金の交付の対象となる経費は、交付対象事業に要する経費とするが、次に掲げる経費は対象外とする。

- 1 賃金及び職員費（事業に伴う臨時・非常勤職員の人件費を除く。）
- 2 職員の旅費（当該事業の一環として必要不可欠と認められる事業を除く。）
- 3 貸付金・保証金
- 4 基金の積立金
- 5 施設等の維持補修費及び維持管理費
- 6 食糧費及び交際費
- 7 不動産の取得に要する費用及び補償に要する費用
- 8 その他知事が不相当と認める経費

#### 第6 交付金の限度額、単位及び交付率

交付金の額は、当該要綱第2の1に規定する地域又は協議会に予算の範囲内で、1地域又は1協議会あたり上限1,000万円の定額とする。ただし、交付対象経費がそれぞれの額に満たないときは交付対象経費の額を上限とし、10万円単位で交付する。

#### 第7 実施計画の提出

交付金の交付を受けようとする地域又は協議会を代表する市町村は、広域連携加速化事業計画書（別記第1号様式）（以下「実施計画」という。）を知事に提出するものとする。

#### 第8 実施計画の審査

知事は、別に定める審査要領に基づき、地域又は協議会を代表する市町村から提出された実施計画の内容を審査の上、交付金の対象となる事業を採択し、交付金を交付する地域又は協議会を代表する市町村に対し交付の内示を行うものとする。

#### 第9 交付の申請

- 1 交付の内示を受けた者は、別に指定する期日までに、知事に対し交付金の交付申請をしなければならない。
- 2 交付の申請に当たっては、「北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（総合政策部）」（平成25年3月29日告示第10328-3号）（以下「総合政策部様式」という。）第1号様式、第2号様式、第16号様式、第18号様式、第19号様式、第20号様式、第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。）及び広域連携加速化事業調書（別記第2号様式）を提出するものとする。
- 3 交付事業者は、交付金の交付申請時に当該交付金に係る消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該交付金に係る消費税等仕入

控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

なお、事業実施主体が間接補助事業者等である場合も同様とする。

## 第10 交付の条件

交付金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。

- 1 交付対象経費の額又は配分の変更を行うときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該交付対象経費の増減額及び各構成事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更については、この限りではない。
- 2 交付対象事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合（当該事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限る。）については、この限りではない。
- 3 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具等）については、交付対象事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年間）は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、交付された交付金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。

## 第11 事情変更等による手続

交付事業者は、第10の1本文及び2本文の規定に該当する場合には、総合政策部様式第21号様式に関係書類を添付の上、知事に提出するものとする。

## 第12 実績報告

- 1 交付金の交付の決定を受けた者は、交付対象事業の終了後、実績の報告を知事にしなければならない。
- 2 実績の報告にあたっては、総合政策部様式第2号様式、第28号様式、第30号様式、第31号様式及び広域連携加速化事業実績調書（別記第3号様式）を提出するものとする。
- 3 第1項に規定する実績の報告は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までにを行うものとする。

## 第13 交付金の交付

- 1 交付金は、額の確定後において交付するものとする。ただし、知事は、交付金事業の遂行上必要があると認めたときは、必要の都度、概算払をすることができる。

- 2 交付金事業者は、交付金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書（総合政策部様式第 26 号様式）及び最新の資金収支計画書（総合政策部様式第 32 号様式）を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、当該交付金事業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、前項の規定による資金収支計画書を確認した結果、資金不足が生じないと認められるときは、概算払をしないものとし、理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

#### 第 14 事業着手後の交付決定

知事は、事業着手後に交付決定を行う場合は、事業の目的、内容、実施時期等を勘案し、事業着手後の交付決定があっても交付金の目的に合致することや事業着手後の交付決定がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

#### 附 則

- この要綱は、令和 2 年（2020 年）11 月 2 日から施行する。
- この要綱は、令和 3 年（2021 年）6 月 17 日から施行する。
- この要綱は、令和 4 年（2022 年）5 月 20 日から施行する。
- この要綱は、令和 5 年（2023 年）4 月 3 日から施行する。